

議員提出議案第2号

二宮町立中学校の進学に、自由選択制を導入することを求める決議  
について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に  
基づき提出する。

令和8年6月5日

二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿

提出者	二宮町議会議員	古 谷 健 司
賛成者	同	小 林 幸 子
同	同	岡 田 幸 次 郎
同	同	一 石 洋 子
同	同	羽 根 か ほ る
同	同	小 笠 原 陶 子
同	同	根 岸 ゆ き 子
同	同	善 波 宣 雄
同	同	野 地 洋 正

## 二宮町立中学校の進学に、自由選択制を導入することを求める決議

現在、一色小学校を卒業した一色地区と緑が丘地区の子どもは二宮中学校に進学し、一色小学校を卒業した百合が丘地区の子どもは二宮西中学校に進学している。

かつて、一色地区と緑が丘地区の子どもは二宮中学校でも二宮西中学校でも自由に選択できるという自由選択制の案が検討されたが、採用されずそのままとなってしまった。しかしこの自由選択制は、住んでいる地区が違うという理由だけで、6年間一緒だった仲の良い友達と離ればなれにならなくてすむ素晴らしい制度である。

また、山西小学校を卒業した中里地区の子どもは、遠い場所では片道 45 分以上もかかる二宮西中学校に通うことを余儀なくされている。自転車通学も許可されず、昔にはなかった 35 度以上の猛暑日でも、毎日往復 1 時間 30 分も歩いて通学している。自由選択制を導入すれば、二宮中学校を選択することもでき、猛暑日や雨の日は、バス 1 本で二宮駅まで行け、駅から 10 分歩くだけで二宮中学校に通学できる。

そして何より、自由選択制の最大の長所は、子どもが自分自身で選んだ、自分の個性に合った学校で学ぶことができるということである。二宮町が子どもの権利条例を制定しようとしている今、子どもが本人の意志で学校を選ぶことができることは、たいへん重要でかつ意義のあることである。

よって二宮町議会は、下記のとおり二宮町立中学校の進学に際し理由を問わず中学校を選ぶことができる自由選択制を導入することを、強く求めるものである。

### 記

1. 二宮町立中学校の進学に、自由選択制を導入すること。

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 5 日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町議会議長 前田 憲一郎